

審議会等調書

名称	鶴見地域審議会		
設置目的	合併によって住民の意見が新市の施策に反映されにくくなる懸念を払拭するために、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併関係市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、市長の諮問に応じて審議し、また必要と認める事項につき、市長に意見を述べるため		
設置根拠等	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項 佐伯市、南海部郡上浦町、同郡弥生町、同郡本匠村、同郡宇目町、同郡直川村、同郡鶴見町、同郡米水津村及び同郡蒲江町の廃置分合の伴う地域審議会の設置等に関する協議について		
設置年月日	平成17年9月1日	委員数	15人
審議事項等	<p>1 市長の諮問に応じて当該区域にかかわる次の事項を審議し答申する。</p> <p>(1) 新市建設計画の変更に関する事項</p> <p>(2) 新市建設計画の執行状況に関する事項</p> <p>(3) 地域振興のための基金の活用に関する事項</p> <p>(4) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 審議会が必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べる。</p>		
事務局担当課名	鶴見振興局地域振興課 電話番号33-1111 内線210		
備考			